

会 議 録

会議名	令和3年度 第4回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	令和3年11月8日(月) 18:25~19:40
開催場所	丸亀市市民交流活動センター 多目的ホール2
出席者	<p>出席委員 池永文彦、植谷澄子、鹿子嶋仁、関泰子、天野裕子、岩崎正朔、高尾光一、高木明美、筒井伸博、増田美樹、善木瞭、竹内彩奈、渡辺ななみ</p> <p>欠席委員 塚本詩乃</p> <p>事務局 市長公室長 山地幸夫 (市長公室秘書政策課) 課長 窪田徹也、副課長 谷本智子、担当長 宇野大志郎、副主任 安藤悠子</p>
議 題	<p>1. 第3回丸亀市自治基本条例の見直しに関する検討結果報告書(案)について</p> <p>2. その他</p>
傍聴者	0名
発言者	議事の概要及び発言の要旨
窪田課長	<p>ご案内の時刻より少し前ですが、みなさんおそろいですので、ただ今から第4回丸亀市自治推進委員会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の会議資料のご確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《資料の確認》</p> <p>ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定によりまして、鹿子嶋会長をお願いいたします。</p>
鹿子嶋会長	<p>それでは私の方で会議を進めさせていただきます。</p> <p>本日の会議ですが、委員総数14名中13名のご出席をいただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例によりましてこの会議は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>本日の会議は、最初に丸亀未来ミーティング開催の報告をしていただき、その後、議事としまして、「(1) 第3回丸亀市自治基本条例の見直しに関する検討結果報告書(案)について」、「(2) その他」となっております。</p> <p>それでは、最初に報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
谷本副課長	《資料に基づき説明》
鹿子嶋会長	丸亀未来ミーティングでは、植谷委員がファシリテーターを務められたようですの

<p>植谷委員</p>	<p>で、何か加えることがあればお願いします。</p> <p>この度、自治推進委員会委員をさせていただいているということから、ファシリテーターのお話をいただきました。わたしはSDGsやデジタル化などの専門家ではないので、ほかの方をお願いした方がいいのではないかとご提案をさせていただいたのですが、わたし自身が丸亀市民ということと、参加者の意見をまとめる役ということだったのでお引き受けしました。</p> <p>会には企業から出てこられた方や、学生のみなさんが参加されており、思いのほか、多くの意見が出たなということが第一印象です。若い人はまちづくりを進めていきたいという気持ちはあるけれど、その思いを具体的に形にするにはどうしたらいいか分からないというところが現状ではないかと思いました。</p> <p>そのような個々の意見をうまくつなげていくシステムをつくることに、市はある程度関与していくというか、そういうところに予算を使ったらいいのではないかと思いました。システムができると、地域において、まちづくりに関する新しい提案も出てくるのではないかと思います。</p> <p>参加者の感想に、「今回のような会を継続して開催してほしい」という意見があったことがとてもうれしく思いますし、実際に継続開催していただけたらと思います。その場合は、もう少し専門的なファシリテーターを迎え入れて、自分たちの力を高めていくような仕組みづくりができればいいなというふうに、わくわくするような未来が想像できる会となりました。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>ありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p>マルタスを利用しての開催ということで、おそらくこういう形でマルタスが利用されていくことが一つの理想かと思いますので、ぜひ今後ともこのような会が催されることを期待しています。</p> <p>それでは以上で、報告事項は終了とします。</p> <p>続きまして、議事に移ります。議事の「(1) 第3回丸亀市自治基本条例の見直しに関する検討結果報告書(案)について」です。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>《資料に基づき説明》</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>ご説明のとおり、報告書の構成は、従前のものとほぼ同じですが、今回はテーマごとに、アンケート結果と逐条検証の結果の両方をまとめているので、読みやすくなっているのではないかと思います。</p> <p>ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いします。</p>
<p>天野委員</p>	<p>11月に市長へ報告書を提出する予定とのことですが、市長さんもお忙しいでしょうから、目を通されるかどうか分からないと思います。また、市議会議員や市職員のみなさんはどれぐらい目を通されるのでしょうか。</p>

谷本副課長	<p>職員に対しましては、「庁議」という、市長から部長までが参加する会議において、報告書の内容の説明を行う予定にしています。ほかの職員につきましては、部長から伝えていただきますし、また、庁内LANの掲示板などにも掲載しながら周知したいと考えています。</p> <p>そのほか、議員のみなさんへは、総務委員会協議会において、報告書の内容について報告する予定にしています。</p>
鹿子嶋会長	<p>ほかにご意見がありましたらお願いします。文言等の修正もまだ間に合いますのでどうぞ。</p>
高尾委員	<p>細かいことで申し訳ないのですが、1ページの第1章「はじめに」の中段のところです。「災害発生時における被災地の復旧・復興には、行政やボランティア等々」と書かれていますが、この中に社会福祉法人や、コミュニティ、住民自治組織のことが書かれていません。多分、文章の中に意味合いとして含まれていると思いますが、それを外に出して表現することによって、報告書の後の方に出てきた、「コミュニティ活動がよく分からない」ということの解消にもつながるのではないかと思います。この報告書の「はじめに」の部分なので、ぜひ追加していただきたいと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>貴重なご意見を頂いたような気がします。</p> <p>ここで書かれているのは、災害時の復旧・復興段階の話ですが、実際には、発災時や準備段階、平時にも、コミュニティの力を借りるようになります。ボランティアやNPO法人のことが書かれているのだったら、社会福祉法人やコミュニティのことも書き足していただけたらいいかと思います。</p>
谷本副課長	<p>最終的にどういう形の表現にするかは、会長と相談させていただこうと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>今、意見が出されたとおり、「行政、ボランティア、NPO法人」の並びのところに、コミュニティなどを追加していただければいいのではないかと思います。</p>
窪田課長	<p>高尾委員に確認したいのですが、追加したいというのが、コミュニティをはじめとする、いわゆる自治組織に関する表現だけでいいのでしょうか。それとも、今は、法人についてはNPO法人を代表的に記載しておりますが、社会福祉法人という文言の追加も必要ということでしょうか。</p>
高尾委員	<p>社会福祉法人は、社会福祉法に規定された法人でありますので、法的な裏付けのある組織です。わたしも社会福祉協議会、社会福祉法人の代表としてこの場に参加させていただいておりますので、ぜひ追加していただきたいと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>追加して何か問題があるということでもないと思いますので、今出てきているご意見の範囲で追加していただけたらいいと思います。社会福祉法人は、特に、災害弱者</p>

の把握、それから、災害発生時の避難などに関して大きな役割を担っているのが現実だと思いますので、今のような文言を加えさせていただきます。

ほかにご意見がありましたらご自由にお願ひします。

アンケート結果を見ると、条例の認知度は下がっています。個人的には、条例自体の認知より、実際に市民の方に、各種の活動やまちづくりに参加していただくことの方が大切だと思っています。アンケートへの回答でもいいですし、説明会への参加、また、自治会やコミュニティの活動でも何でもいいのですが、実際にそういう活動が増えていくことが重要だと思っています。

そうすると逆に、非常に極端な話をしますと、自治基本条例が本当に必要なのかどうか、ということになります。もし、自治基本条例がなかったら、今、丸亀はどういう状態になっていたのだろうかということをおもって考えます。

わたしは、市の職員の方に、自分の仕事の範囲で、何か自治基本条例が存在することによって、条例がなかった時と比べると、仕事の中身がこのように変わったというようなご意見を聞いてみたい気がします。

このアンケートは、今後もある程度定期的に実施される予定かと思っています。ただ、回答の傾向が急に変わる、例えば、条例の認知度が急に上がるなどとは考えにくい。むしろ現状に近いが、若干努力の甲斐があつて、少し良くなったところがあるなど、その程度の変化ではないかと思っています。

ただ、条例の「参画」のところ、第17条についてです。第1項では、「市長等は、(中略)、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。」と、しっかり規定されています。

具体的には、第2項にパブリック・コメントやアンケートなどの方法が挙げられています。以前は、行政だけで決めたことについて、事後的に市民にお知らせすればよかったのですが、今は、この条例の中で法的な義務として書かれていますので、そうはいかないということです。

必ず事前に市民の意見も聞いて、中身を決めようとなっていますので、おそらく、この過程を経ずに決定することは条例違反になってしまいます。そのため、多分、行政の方は、この点についてある程度慎重に考えてくださっているのではないかと思います。このように、幾つか実効性のある規定もあります。

高木副会長

わたしはこの会に本当に長く参加させていただいており、この会で、自治基本条例の制定や協働推進計画の策定にかかわってきました。NPO法人として市民活動を行っている者として、市との協働や、市民活動の推進ということに関する意識づくりなどについては、大分進んだのではないかと思います。

条例は、市民活動を推進していこうとか、みんなで丸亀市をつくっていこうとかいうときの指針となるもので、市民団体からすると、すごく活動しやすい指針になっています。会長が言われたように、市役所側がこの条例をどのように解釈しているの

<p>鹿子嶋会長</p>	<p>かお聞きしたいと思います。</p> <p>丸亀市が、市民参画とか協働とかを、どのようにしたいと考えているか、例えば、それぞれの課の市民参画の目的や方向性のようなものを具体的に考えるような時期が来ているのかなと思っています。</p> <p>わたしは、丸亀市の合併前、合併後の自治推進委員会に参加させていただきまして、市民のみなさんが、熱心にこの条例を作られた過程も拝見しました。</p> <p>ただ今回のアンケート結果を見ると、何か、中身がよく分からなくて難しいという意見があります。一応、「自治体の憲法」を名乗る以上、自治基本条例にはこういう規定が必要ではないかということで、ある程度、憲法のような体裁を整えながら、先進自治体のものを参考にしながら、みなさんと知恵を絞って案をつくりました。</p> <p>ただ、それゆえにちょっと堅苦しいところがあります。条項の中には、なくてもいいのではないかと、個人的には思うようなものもあります。例えば、個人情報保護法とか、情報公開法とかできちんと定められている仕組みについて、この条例にも規定されています。</p> <p>今、副会長がおっしゃったことについて、わたしもイメージ的に分かるのは、何か市民の方のアンケート結果の中には、もう少し分かりやすく、ぼんぼんぼんと、三つとか四つとかですね、何かそれぐらいの、ポイントを示すような形で示してほしいという考えを感じます。自治基本条例ではなく、例えば「丸亀憲章」のような、5条くらいでできているものです。5条くらいだったら覚えていただけます。</p> <p>わたしは、善通寺市でも自治基本条例の策定作業に参加させていただいたときに、まず、市民の人に、「どのような善通寺市にしたいですか」と質問しました。ある女子学生が参加されておりまして、他の方が子育てなどについていろいろと要求事項を書いていく中、その女子学生は絵で描いてくれて、それが、いわゆる「ニコニコマーク」でした。書かれていたのはそれ一つでした。「一言で言え」と言われたら、それしかないだろうなと思いました。ものすごくシンプルですが、刺さります。</p> <p>今の条例は、「丸亀市の憲法」という形で存在していると思うのですが、もう少し単純で分かりやすい、「みんなのルール」というか、何か「約束」みたいなものがあったもいいのかもしれないというようなことを、アンケートを読みながら思いました。</p> <p>丸亀をどういうまちにしていきたいかというのは、実は、自治基本条例からはあまり見えません。前文のところでは書いてありますけれども、もう少しシンプルな方向性とか、何か未来像みたいなものが市民の方に示されたらいいのかなと思います。</p>
<p>池永委員</p>	<p>前回、今回と自治推進委員会に参加させていただいていますが、こういう検証作業は初めてでした。検証する中で、いろいろな思いは述べさせていただいたと思っています。</p> <p>広報の問題や、市民の声を聴くという点についても、アンケートの中でいろいろな意見がありましたので、そういう意見を検証だけで終わらせずに、何か生かすことができればいいかなと思います。そのための条例でもあるのかなと、個人的には感じた</p>

<p>天野委員</p>	<p>ところです。</p> <p>アンケートについてですが、自治基本条例のアンケートに対しては、みなさん、割と冷ややかな回答が多かったと思いますが、自由発言になると、たくさんの意見があって、みなさん、市政に興味がないということは全然ないのだなということが分かりました。それと、今回 10 万円給付のことがあったので、市長に対する厳しい意見がたくさん出ていたと思いますが、これについても市長さんは目を通されるのでしょうか。</p>
<p>谷本副会長</p>	<p>先ほど申しました「庁議」には、市長、副市長も出席しますので、同じ資料を見ていただこうと思っております。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>最後に、みなさん本当お疲れ様でございました。みなさんの熱心なご検討の結果、何とか報告書としてまとめることができました。</p> <p>一言、追加しておきますと、自治基本条例や自治に関して、こんなに熱心に取り組んでいる自治体というのは、近隣自治体では、わたしは丸亀市以外にはあまり知りません。今回は条例の見直しということでしたが、そのほか、自治の推進状況や総合計画に関する事など、いろいろなことを取り上げていただいて、その都度、資料を提出していただいています。</p> <p>担当されている職員の方が、ここまで熱心であるということは、ほかの自治体ではありません。マルタスもできましたので、何か、丸亀の自治に関して、良い形が生まれてくるのではないかと考えております。</p> <p>事務局の方から何かございましたらお願いします。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>この自治推進委員会ですけれども、自治基本条例の検証は、今回で終わりになります。後、年明けにもう一度、これまでも実施してきましたように、協働実行計画の進行管理などについてご協議いただきたいと思いますと思っております。その時は、またご案内いたします。</p>
<p>山地市長公室長</p>	<p>自治推進委員会のみなさまにおかれましては、今年の3月以降5回にわたり、自治基本条例の検証を行っていただきました。検証に当たっては、会議でのご審議だけでなく、ワークシートの作成作業など、本当に大変なご努力をいただいたと思っております。みなさまのおかげで、検討結果報告書の方も、このようにできております。</p> <p>報告書につきましては、市長、それから議会の方にも報告をいたしまして、今後の市政運営の参考にさせていただきたいと思っております。みなさま、どうもありがとうございました。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>報告書の市長への提出ですが、会長、副会長に市役所に来ていただきまして、市長</p>

	<p>に手渡しで報告していただくというのが従来のやり方です。今回、会長、副会長には予定を先にお伝えしておりますが、ほかの委員のみなさんはいかがでしょう。</p>
鹿子嶋会長	<p>別に人数制限はないと思いますので、参加されたい方はどうぞ自由に、という感じだと思います。報告書を市長に提出する日程をお願いします。</p>
谷本副課長	<p>11月22日・月曜日の11時半から12時までの30分ぐらいを考えております。場所は、市役所4階の秘書政策課まで来ていただきたいと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>会長、副会長とでお渡しするということによろしければ、そのようにさせていただきます。</p> <p>以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(会議終了)</p>